

キリンビール健康保険組合規約

目次

第1章	総則	2
第2章	組合会	4
第3章	役員及び職員	8
第4章	組合員	11
第5章	保険料	12
第6章	財務	13
第7章	公告	15
第8章	保険給付	16
第9章	その他事業	22
第10章	個人情報保護	22
沿	革	26

第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、キリンビール健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

主たる事務所 東京都中野区中野4丁目10番2号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

キリンビール	東京都中野区
キリンホールディングス	東京都中野区
キリンオフィスサービス	東京都中野区
キリンビジネスエキスパート	東京都中野区
キリンビバレッジ	東京都中野区
北海道キリンビバレッジ	札幌市中央区
北海道キリンビバレッジサービス	札幌市中央区
仙台キリンビバレッジサービス	仙台市宮城野区
東京キリンビバレッジサービス	東京都千代田区
中部キリンビバレッジサービス	愛知県清須市
関西キリンビバレッジサービス	大阪市北区
キリンメンテナンス・サービス	東京都中野区
東海ビバレッジサービス	静岡県静岡市
メルシャン	東京都中野区
キリンディスティラリー	御殿場市柴怒田
キリンビジネスシステム	東京都中野区
信州ビバレッジ	長野県松本市
キリンエコー	東京都中野区
キリングループロジスティクス	東京都中野区
ケーエルサービス東日本	東京都江東区
ケーエルサービス西日本	京都府向日市
ケーエルサービス九州	朝倉市馬田
キリンアンドコミュニケーションズ	東京都中野区
キリンシティ	東京都中央区
キリンエンジニアリング	横浜市神奈川区

麒麟ビバックス	広島市東区
麒麟バイオマテリアル	東京都中野区
協和発酵バイオ	東京都中野区
協和ファーマケミカル	富山県高岡市
麒麟労働組合	東京都新宿区
麒麟ビール健康保険組合	東京都中野区

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、26人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

(1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、3年とする。

2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定員を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1人につき1票とする。

第9条 削 除

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかななければならない。

2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。

3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票、)開票の管理(投票所の開閉その他投票の管理も含む)及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録及び投票録を作り、これに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りでない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。

ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第12条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

第15条 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第16条 通常組合会は、毎年7月及び2月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

(代理)

第19条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(組合会の傍聴)

第 20 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第 21 条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 19 条第 1 項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第 23 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムに参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決を行った場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第24条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第25条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。2前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は、12人とする。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。

5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行われなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合はこの限りでない。

2 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第29条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続き)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、監事について準用する。

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 常務理事の選任及び解任の同意
- (2) 事業運営の具体的方針
- (3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (4) この規約に定める事項
- (5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第 32 条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

3 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

4 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 3 項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

(1) 理事の疾病、負傷

(2) 理事に係る災害又は交通途絶

(3) 災害等の発生による外出自粛要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第 33 条 理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第 2 3 条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第 34 条 理事長は、組合の事務を総理し、第 3 1 条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第 35 条 この組合に 1 名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。

(監事の職務)

第 36 条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対して書面をもって意見を述べなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第37条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決権をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第42条 この組合に必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 組 合 員

(組合員の範囲)

第43条 この組合は、第4条に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。

(特例退職被保険者たる組合員の資格要件)

第43条の2 この組合においては、法附則第3条の規定による特例退職被保険者たる組合員の資格要件は、次の各号のいずれかとする。

- (1) この組合における被保険者期間が20年以上あったもの
- (2) この組合における40歳以降の被保険者期間が10年以上あったもの

(標準報酬)

第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法附則第3条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による特例退職被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき280,000円とする。

第5章 保険料

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 一般保険料額及び調整保険料額の $\frac{51}{95}$ は事業主、 $\frac{44}{95}$ は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入する。)

(介護保険料の負担割合)

第45条の2 介護保険料額の $\frac{1}{2}$ は事業主、 $\frac{1}{2}$ は被保険者において負担する。(小数点第5位を四捨五入する。)

第6章 財 務

(会計年度独立の原則)

第46条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第47条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 財政調整事業拠出金

(8) 雑支出

2 介護勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 介護保険料還付金
- (3) 雑支出

(準備金の保有方法)

第 49 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。

ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号までの方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く）
- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く）
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
- (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第 50 条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第9号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第 51 条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第7章 公 告

(公告の方法)

第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に示し、又は健康保険組合ホームページに掲載する。

第8章 保 険 給 付

(医療機関の指定)

第53条 <削 除>

(一部負担金の特例)

第54条 <削 除 >

(一部負担還元金)

第55条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局での薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、25,000円控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体から医療費の助成があるときには、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以降の期間については、支給しないものとする。

(付加給付)

第56条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養付加金
- (2) 家族訪問看護療養付加金
- (3) 傷病手当付加金
- (4) 延長傷病手当付加金
- (5) 出産育児付加金
- (6) 家族出産育児付加金
- (7) 出産手当付加金
- (8) 埋葬料付加金
- (9) 家族埋葬料付加金
- (10) 家族療養付加金
- (11) 合算高額療養付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養付加金)

第 57 条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第 88 条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養付加金を支給する。

2 訪問看護療養付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、25,000 円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前 2 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族訪問看護療養付加金)

第 58 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 111 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、25,000 円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前 2 項の規定により算出した額 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(傷病手当付加金)

第 59 条 被保険者が法第 99 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当付加金として 1 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 15 に相当する額を支給する。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の 100 分の

15に相当する額を支給する。

(1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

2 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項、第4項の規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、傷病手当付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

(1) 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項のいずれかに該当する場合

支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額及び規約第63条第1項の規定により算定される出産手当付加金の合計額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

(2) 法第108条第4項に該当する場合

傷病手当付加金の全額。

ただし、第1号アまたはイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

3 法第103条第1項ただし書、法第108条第1項ただし書又は法第108条第3項ただし書の規定による差額の支給及び第63条第3項の規定による出産手当付加金の支給を受けるとき、傷病手当付加金の支給額は、法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金及び本条第1項の規定により算定される傷病手当付加金の合計額から法第102条第2項の規定により算定される出産手当金及び規約第63条第1項の規定により算定される出産手当付加金の合計額を控除して得た額とする。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。

4 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときはその端数は四捨五入とする。

(延長傷病手当付加金)

第60条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当付加金として、1日につき当

該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前月平均額の三十分の一に相当する額の3分の2に相当する額を支給する。

2 延長傷病手当付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金又は傷病手当付加金

法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額及び規約第59条第1項の規定により算定される傷病手当付加金の合計額

(2) 出産手当金又は出産手当付加金

法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額及び規約第63条第1項の規定により算定される出産手当付加金の合計額

(3) 報酬の全部又は一部

当該報酬の額

(4) 法第108条第3項に規定する障害厚生年金

当該障害厚生年金の額

3 延長傷病手当付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当付加金は支給しない。

4 延長傷病手当付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して半年を経過したときは、支給しない。

5 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入とする。
(出産育児付加金)

第61条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児付加金として、30,000円を支給する。

(家族出産育児付加金)

第62条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児付加金として、15,000円を支給する。

(出産手当付加金)

第63条 被保険者が、法第102条の規定により出産手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、出産手当付加金として一日につき、当該出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の15に相当する額を支給する。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の15に相当する額を支給する。

(1) 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

2 法第 108 条第 2 項の規定により出産手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の適用について、出産手当金の支給があったものとみなす。この場合において、出産手当付加金の支給額は、報酬を受けなければ受けることのできた出産手当金と出産手当付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、法第 103 条第 1 項ただし書、法第 108 条第 1 項ただし書又は法第 108 条第 3 項ただし書の規定による差額の支給をうけるとし、出産手当付加金の支給額は、法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金及び本条第 1 項の規定により算定される出産手当付加金の合計額から法第 99 条第 2 項の規定により算定される傷病手当金の額を控除して得た額とする。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とし、当該額が本条第 1 項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。

4 第 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入とする。
(埋葬料付加金)

第 64 条 被保険者（被保険者であった者を含む。以下子の条において同じ）が死亡したときは、法第 100 条第 1 項、第 2 項又は、法第 105 条第 1 項、第 2 項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、50,000 円を支給する。ただし、法第 100 条第 2 項又は法第 105 条第 2 項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

(家族埋葬料付加金)

第 65 条 被扶養者が死亡したときは、法第 113 条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、25,000 円を支給する。

(家族療養付加金)

第 66 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する。

2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局での薬剤が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養費を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 25,000 円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体から医療費の助成があるときには、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(合算高額療養付加金)

第67条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、{被保険者又は被扶養者1人}{診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬剤の支給は行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)}につき、それぞれ25,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第9章 その他事業

(施設の利用等)

第68条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

第10章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第69条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附則 この規約は届出の日から施行する。

附則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附則 (施行期日)

第1条 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る健康保険法の規定による一部負担還元金、訪問看護療養付加金、家族訪問看護療養付加金、家族療養付加金及び合算高額療養付加金については、なお従前の例による。

附則 第4条および第9条の変更は、平成15年12月1日から適用する。

附則 第9条、第10条および第11条の変更は、認可の日から施行し、次期総選挙の日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成16年10月18日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成17年3月25日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成17年4月1日から適用する。

附則 第54条の変更は、平成17年4月1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成17年7月1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成18年3月1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成18年4月1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成18年10月1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成18年11月13日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成19年1月1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成19年1月29日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成19年3月28日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成19年4月1日から適用する。

附則 (施行期日)

第1条 この規約は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の療養にかかる(一部負担還元金等)、(家族療養付加金)、(合算高額療養付加金)の支給については、なお従前の例による。

第3条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる(傷病手当付加金)、(延長傷病手当付加金)の支給については、なお従前の例による。

第4条 施行日前の労務に服さなかった期間にかかる(出産手当付加金)の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前の出産にかかる(出産育児付加金)の支給については、なお、従前の例による。

第6条 施行日前の死亡にかかる（埋葬料付加金）、（家族埋葬料付加金）の支給については、なお、従前の例による。

第7条 施行日前において保有する準備金の保有方法については、なお従前の例による。

附則 第4条の変更は、平成19年 7月 1日から施行する。

附則 第4条の変更は、平成19年 7月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成19年 7月23日から適用する。

附則 この規約は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則 第4条の変更は、平成19年12月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成20年10月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成21年 2月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成21年 4月 1日から適用する。

附則 第59条、第60条および第63条の変更は、平成21年 4月 1日から施行する

附則 第4条の変更は、平成21年 6月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成21年 9月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成21年 9月14日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成22年 1月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成22年 4月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成22年 9月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成22年10月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成23年 1月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成24年 1月 1日から適用する。

附則 第45条の変更は、平成24年 3月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成24年 4月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成24年 2月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成25年 1月 1日から適用する。

附則 第3条の変更は、平成25年 5月27日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成25年 6月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成25年 7月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成25年 8月 1日から適用する。

附則 第4条の変更は、平成25年11月 5日から適用する。

附則 この規約（第4条の変更）は、平成25年11月25日から施行する。

附則 この規約（第4条の変更）は、平成26年 1月 1日から施行する。

附則 この規約（第45条の変更）は、平成26年 3月 1日から施行する。

尚、任意継続被保険者、特例退職被保険者の保険料率の変更は、平成26年4月分保険料より施行する。

附則 （施行期日）

第1条 この規約（第4条の変更）は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

第2条 メルシャン健保被保険者の施行日前の出産にかかる(家族出産一時金付加金)およびメルシャン健保被保険者の死亡にかかる(家族埋葬料付加金)の支給については、なお、従前の例による。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成26年7月1日から施行する。

附則 この規約(第48条の変更)は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成27年6月1日から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、認可の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成27年11月9日から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成28年1月1日から施行する。

附則 (施行期日)

第1条 この規約(第59条、60条、63条の変更)は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の労務に服することができない期間の係る傷病手当付加金、出産手当付加金及び延長傷病手当付加金の支給については、なお従前の例による。

また、施行日前に法定給付満了した者に係る施行日以降の延長傷病手当付加金については、第60条第1項中「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額」とあるのは「当該傷病手当金の法定給付満了の日における標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成28年10月3日から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成29年1月1日から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成29年1月1日から施行する。

附則 この規約(第45条の変更)は、平成29年3月1日から施行する。

尚、任意継続被保険者、特例退職被保険者の保険料率の変更は、平成29年4月分保険料から施行する。

附則 この規約(第4条の変更)は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、議員定数、理事定数及び議員の任期については、次期総選挙から施行する。

附則 この規約の改定(理事会の書面開催)は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この規約の改定(第4条の変更)は、令和3年3月29日から施行する。

附則 この規約の改定(理事等選挙に立候補制導入)は、令和3年4月12日から施行する。

附則 この規約の改定(第4条の変更)は、令和4年4月1日から適用する。

附則 この規約の改定(第4条の変更)は、令和5年4月3日から適用する。

沿 革

昭和 27 年 1 2 月	1 日制定	組合設立（保険料率 60/1000 <事業主 42/1000 被保険者 18/1000>）
昭和 28 年 4 月	1 日変更	横浜製塩支部廃止、置賜忽布処理場新設による事業所編入、選挙区 および議員数の変更、死亡分娩関係附加給付の新設
昭和 28 年 8 月	1 日変更	規約例改正により全面変更
昭和 29 年 4 月	1 日変更	東京工場建設事務所新設による事業所編入、法改正による標準報酬 算定方法の変更、特別家族療養費新設
昭和 30 年 8 月	1 日変更	札幌出張所新設による事業所編入
昭和 31 年 4 月	1 日変更	特別家族療養費の支給率の引上げ
昭和 31 年 9 月	1 日変更	横浜製塩工場の事業場閉鎖に伴う削除および選挙区変更、傷病手当 附加金、延長傷病手当附加金、出産手当附加金新設、保険料率引上 げおよび負担割合変更（保険料率 63/1000 <事業主 45/1000>）
昭和 32 年 4 月	1 日変更	東京工場建設事務所の建設事務終了に伴う名称変更、 議員定数の増員および第 1 区互選議員の増員
昭和 32 年 9 月	9 日変更	健保法改正に伴う規約例変更および一部負担還元金新設ならびに 附加給付の名称変更
昭和 33 年 4 月	1 日変更	麒麟麦酒健康保険組合の事業所編入 家族療養附加金支給率引上げ、傷病手当附加金支給方法改正
昭和 34 年 4 月	1 日変更	従たる事業所（東京工場支部）設置 麒麟麦酒健株式会社附属診療所との診療契約締結 家族療養附加金支給率引上げ、埋葬、分娩附加金支給額の改訂
昭和 35 年 4 月	1 日変更	名古屋工場建設事務所の新設による事業所編入、 高松出張所の支店昇格に伴う名称変更、 家族療養附加金支給率引上げ
昭和 35 年 6 月	1 日変更	議員ならびに理事定数の増、選挙区新設
昭和 36 年 4 月	1 日変更	傷病手当附加金、延長傷病手当附加金支給率の引上げ
昭和 37 年 2 月	1 日変更	静岡出張所の新設による事業所編入
昭和 37 年 4 月	1 日変更	規約例改正により全面変更 従たる事務所（名古屋支部）の設置

			議員ならびに理事定数の増、選挙区新設
			埋葬、分娩附加金支給額の改訂
			傷病手当金、同附加金ならびに出産手当金、同附加金の支給日
			規程の廃止、一部負担還元金制度の廃止
昭和 37 年	8 月	1 日変更	名古屋工場附属診療所との診療契約締結
昭和 38 年	3 月	1 日以降診療分変更	
			家族療養附加金支給額算出方法改訂（足切り額引上げ）
昭和 39 年	1 月	1 日変更	高崎工場建設事務所および新潟出張所の新設による事業所編入
			静岡出張所の支店昇格に伴う名称変更
			規約例にならい事業所所在地の簡略化
			法律改正（療養給付の支給期間の改正）に基づく規約例の改正
昭和 39 年	12 月 28 日	変更	主たる事務所所在地名の変更
昭和 40 年	2 月	1 日変更	福岡工場建設事務所の新設による事業所編入
昭和 40 年	7 月	1 日変更	江刺忽布処理場の新設による事業所編入
昭和 40 年	8 月	1 日変更	高崎工場附属診療所との診療契約締結
昭和 41 年	2 月	1 日変更	新潟出張所の支店昇格に伴う名称変更
			総合研究所の新設による事業所編入
昭和 42 年	7 月	1 日変更	京都工場の新設による事業所編入
昭和 43 年	2 月	1 日変更	鏡石忽布処理場の新設による事業所編入
昭和 43 年	2 月	1 日以降診療分変更	
			家族療養附加金支給額改訂（100円単位とする）
昭和 43 年	8 月	1 日変更	京都工場附属診療所との診療契約締結
昭和 43 年	10 月	1 日変更	東京・富田両支部の廃止
昭和 44 年	2 月	1 日変更	取手工場建設事務所の新設による事業所編入
昭和 45 年	3 月 19 日	変更	互選議員選挙区の変更
昭和 45 年	8 月	1 日変更	岡山工場建設事務所の新設による事業所編入
			取手工場附属診療所との診療契約締結
昭和 46 年	2 月	1 日変更	札幌出張所の支店昇格に伴う名称変更
昭和 46 年	3 月 27 日	変更	保険料率引上げおよび負担割合の変更
			（保険料率 68/1000 <事業主 47/1000 被保険者 21/1000>）
昭和 47 年	7 月	1 日変更	相模工場建設事務所の新設による事業所編入

岡山工場附属診療所との診療契約締結

- 昭和48年 1月 1日以降診療分変更
家族療養附加金支給条件の変更（老人福祉法の一部改正に伴うもの）
- 昭和48年 2月 1日変更 忽布処理場の名称変更
- 昭和48年 2月25日変更 広島支店の事業所所在地名の変更
- 昭和48年 3月26日変更 滋賀工場建設事務所の新設による事業所編入
- 昭和48年 6月 1日変更 相模工場建設事務所の廃止
- 昭和48年10月 1日以降診療分変更
家族療養附加金の支給額の変更（法律改正による家族療養費の額の
引上げ、高額療養費制度の新設に伴うもの）
- 昭和49年 3月26日変更 滋賀工場建設事務所の建設事務終了に伴う名称変更
- 昭和49年 4月 1日変更 48. 10. 1法律改正（標準報酬月額）に伴い、埋葬料附加金
支給条文中必要な部分削除
- 昭和49年 4月 1日以降診療分変更
家族療養附加金支給額改訂（足切り額引上げ）
- 昭和49年 4月 1日以降診療分変更
家族療養附加金支給額改訂（足切り額引上げ）
- 昭和49年 5月10日変更 千歳工場建設事務所の新設による事業所編入
- 昭和49年 7月 1日変更 滋賀工場附属診療所との診療契約締結
- 昭和50年 2月13日変更 千歳工場建設事務所の建設事務終了に伴う名称変更
- 昭和50年 4月 1日変更 傷病手当附加金・延長傷病手当附加金の支給条件の変更
（労災保険法の一部改正に伴うもの）
分娩・配偶者分娩・埋葬料・家族埋葬料附加金の改訂
（支給額の引上げ）
- 昭和50年 7月 1日変更 千歳工場附属診療所との診療契約締結
- 昭和50年 9月 1日変更 組合の名称変更
- 昭和50年12月 1日変更 関係会社の事業所編入（金港商会本店、金港商会一番町営業所、
金港商会栄営業所、金港商会本通営業所、ホテルエコー本店、
ホテルエコーオーサカ店、北海道キリンレモン・サービス、
キリン・シーグラム本店、キリン・シーグラム御殿場工場）
- 昭和51年 4月 1日変更 関係会社の事業所編入（キリンレモン・サービス）

		互選議員の選挙区別議員定数の変更
		予備費の費途の範囲拡大（共同事業基金拠出金の追加）
昭和51年	7月 1日	変更 任意継続被保険者に係る選挙区についての条文追加
昭和51年	11月29日	変更 主たる事務所の移転に伴う所在地変更
		本店、東京支店、キリンビール健康保険組合の事務所移転に伴う所在地変更
昭和52年	2月 1日	変更 キリンフードサービス株式会社、キリンエコー株式会社の社名変更に伴う各事業所の名称変更
昭和52年	2月28日	変更 キリンフードサービス本店の事務所移転に伴う所在地変更
昭和52年	10月 1日	変更 広島工場の住居表示変更に伴う従たる事務所の所在地変更並びに一部負担金の特例が適用される診療所の所在地変更
昭和52年	10月17日	変更 栃木工場建設事務所の新設による事業所編入
昭和53年	3月 1日	変更 荊崎ホップ管理センターの名称変更
昭和53年	4月 1日	以降診療分変更
		家族療養附加金支給額算出方法の改訂（足切り額引上げ）
昭和53年	4月 1日	変更 関係会社の事業所編入（青葉運輸、取手運輸、昭和運輸東京本社営業所、昭和運輸高崎営業所、洛陽陸運、興神運輸、岡山麦酒運輸、広陵運輸、筑紫運輸、鶴見倉庫、天沼京浜運輸、名麟運輸）
昭和53年	4月11日	変更 関係会社の事業所編入（鎌倉海浜ホテル、ケービー不動産）
昭和53年	11月 1日	変更 キリンフードサービス(株)の事業所名称変更
昭和54年	1月10日	変更 栃木工場建設事務所の建設事務終了に伴う名称変更
昭和54年	3月24日	変更 関係会社の事業所編入（金沢支店、栃木麦酒運輸）
昭和54年	7月 1日	変更 栃木工場附属診療所との診療契約締結
昭和54年	7月 1日	変更 栃木工場附属診療所との診療契約締結
昭和55年	5月 1日	以降請求分変更
		家族療養附加金支給額算出方法の改訂（足切り額引上げ）
昭和55年	12月 1日	変更 神戸支店、広島支店、キリンフードサービス本通店の事業所所在地名の変更
昭和56年	3月31日	変更 保険料率引上げおよび負担割合の変更
		56. 3. 1 法律改正（調整保険料新設等）に伴い延長傷病手当附加金、家族療養附加金支給条文および保険料の負担割合条文中

の必要な部分を改正

(保険料率 78/1000<事業主 54/1000、被保険者 24/1000>)

昭和 56 年 1 1 月	1 日変更	尼崎工場の住居表示変更に伴う従たる事務所の所在地変更並びに一部負担金の特例が適用される診療所の所在地変更
昭和 57 年	4 月 2 8 日変更	総合研究所の名称変更 (麦酒科学研究所)
昭和 57 年	8 月 1 日変更	キリンフードサービス(株)3 事業所 (仙台、名古屋、広島) 削除 (業務を本社に集中化するため)
昭和 57 年	9 月 1 日変更	5 6. 3. 1 法律改正に伴う傷病手当附加金の該当部分の改正
昭和 57 年	1 0 月 1 日変更	関係会社の事業所編入 (日本ツーリスト開発)
昭和 58 年	2 月 1 日変更	仙台工場の移転に伴う従たる事務所の所在地変更ならびに一部負担金の特例が適用される診療所の所在地変更 5 8. 2. 1 法律改正に伴う一部負担金の特例および予備費の費途の該当部分の改正
昭和 58 年	3 月 1 6 日変更	青葉運輸の移転に伴う事業所の所在地変更
昭和 58 年	7 月 1 日変更	喜多方ホップ管理センターの住所表示変更に伴う事業所の所在地変更
昭和 58 年	7 月 2 1 日変更	江刺ホップ管理センターの移転に伴う事業所名称の変更および所在地変更
昭和 58 年	1 0 月 1 日変更	関係会社の事業所編入 (三桜貿易) 鏡石ホップ管理センターの削除 原料研究所の事業所編入
昭和 58 年	1 0 月 2 1 日変更	大麦試験センターの削除
昭和 58 年	1 2 月 1 日変更	関係会社の事業所編入 (キリンスポーツクラブ)
昭和 58 年	1 2 月 1 9 日変更	キリン・シーグラム本店事務所移転に伴う所在地変更
昭和 59 年	4 月 1 日変更	置賜ホップ管理センターの削除 上山ホップ管理センター (山形ホップ管理センターに) 名称変更 喜多方ホップ管理センター (福島ホップ管理センターに) 名称変更
昭和 59 年	6 月 1 1 日変更	関係会社の事業所編入 (キリンプラザ)
昭和 59 年	9 月 2 0 日変更	関係会社の事業所編入 (キリンブルマン)
昭和 59 年	1 0 月 1 日変更	5 9. 1 0. 1 法律改正に伴い一部負担金、家族療養附加金、

昭和 60 年	4 月	1 日変更	合算高額療養附加金、予備費の費途など必要な条項を新設、変更 分娩附加金、配偶者分娩附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金 の改正（支給額の引上げ）
昭和 61 年	3 月	1 日変更	保険料率引下げ（78/1000→76/1000）および負担割合（事業主 54/1000→52/1000）の変更
昭和 61 年	4 月	1 日変更	原料研究所の名称変更（植物科学研究所）
昭和 62 年	2 月	1 日変更	麦酒科学研究所の名称変更（基盤科学研究所）
昭和 62 年	8 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（フラワーゲート）
昭和 62 年	11 月	2 日変更	支店新組織以降に伴う名称変更（東京支社、横浜支社、大阪支社、 京滋支社、四国支社、神戸支社、中国支社、九州支社、名古屋支社、 東北支社、北海道支社、静岡支社、新潟支社、北陸支社）
昭和 63 年	6 月	17 日変更	麒麟レモン・サービスの名称変更（麒麟レモン）
昭和 63 年	8 月	9 日変更	59.9.22 事業運営基準等の一部改正に伴い延長傷病手当 附加金の規約の一部を改正
昭和 63 年	9 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（麒麟エンジニアリング、麒麟ビジネス システム）および関東支社、千葉支社、埼玉支社の新設による 事業所の編入
平成元年	2 月	13 日変更	大阪支社の所在地変更
平成元年	3 月	31 日変更	63.11.24 事業運営基準の一部改正に伴い予備費の費途 として還付金を追加
平成元年	4 月	1 日変更	仙台工場、東北支社、青葉運輸、キリンプラザの所在地変更 従たる事務所、仙台工場附属診療所の所在地変更（仙台市港→ 仙台市宮城野区港）
平成元年	6 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（麒麟リースアンドファイナンス、 麒麟アンドコミュニケーションズ）
平成元年	6 月	11 日変更	基盤研究所の名称変更（医薬開発研究所）
平成元年	10 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（麒麟物流開発）
平成元年	10 月	23 日変更	麒麟エンジニアリングの所在地変更
平成元年	12 月	31 日変更	キリンプルマンの事業所廃止
平成 2 年	3 月	31 日変更	H元. 11.22 事業運営基準の改正に伴い準備金の保有方法 および準備金以外の積立金の保有方法の規約の一部改正
平成 2 年	4 月	1 日変更	麒麟シティの新設による事業所編入

平成2年12月21日変更	麒麟エンジニアリングの所在地変更
平成3年1月1日変更	麒麟レモンの名称変更（麒麟ビバレッジ）
平成3年1月23日変更	日本ツーリスト開発の所在地変更
平成3年4月1日変更	健康保険組合規約例の一部改正に基づき消費税に係る申告意期限等の特例の適用を受けるに当って必要となる規約上の規定を新設
平成3年4月1日変更	山形ホップ管理センターの事業所廃止
平成3年9月1日変更	関係会社の事業所編入（麒麟テクノシステム、麒麟ストアマーケティング）
平成4年1月1日変更	麒麟物流開発の事業所廃止
平成4年3月28日変更	埼玉支社の所在地変更
平成4年4月2日変更	富田製塩工場の事業所廃止
平成4年4月21日変更	基盤技術研究所の事業所編入
平成4年9月1日変更	関係会社の事業所編入（麒麟ウェルネス）
平成5年2月1日変更	関係会社の事業所編入（麒麟アクト）
平成5年2月21日変更	北陸工場建設事務終了に伴う名称変更 北陸工場附属診療所との診療契約締結
平成5年4月26日変更	千葉支社の所在地変更
平成5年8月1日変更	医薬開発研究所（医薬探索研究所に）名称変更
平成5年12月1日変更	関係会社の事業所編入（日本シェーキーズ）
平成5年12月27日変更	天沼京浜運輸の所在地変更
平成6年4月1日変更	議員ならびに理事定数の変更（議員50名→34名、理事20名→16名）
平成6年7月1日変更	関係会社の編入（長野トマト、麒麟マシナリー）
平成6年7月4日変更	静岡支社の所在地変更
平成6年10月1日変更	健保法改正に伴う規約変更および名称変更 出産育児一時金の新設（分娩費、育児手当金の廃止） 出産育児附加金の新設（分娩附加金の廃止） 配偶者出産育児一時金の新設（配偶者分娩費、配偶者育児手当金の廃止） 配偶者出産育児附加金の新設（配偶者分娩附加金の廃止） 入院時食事療養費の新設（療養に要する費用より食事療養を除く） 訪問看護療養費、家族訪問看護療養費の新設 傷病手当金等の減額措置の廃止に伴う延長傷病手当附加金の

		減額措置の廃止（被扶養者のいない被保険者の入院時の延長傷病手当附加金の減額（標準報酬月額6割→4割）の廃止）
平成6年	11月7日	変更 四国支社の所在地変更
平成7年	1月1日	変更 長野トマトの社名変更に伴う名称変更（ナガノトマト） 関係会社4社の合併による既存事業所の名称変更および本社の事業所編入（キリン物流）。取手運輸（キリン物流茨城支社に）昭和運輸東京本社営業所（キリン物流東京支社に）昭和運輸高崎営業所（キリン物流群馬支社に）天沼京浜運輸（キリン物流神奈川に）栃木麦酒運輸（キリン物流栃木支社に）名称を變更
平成7年3月1日以降診療分変更		
平成7年	4月1日	変更 訪問看護療養附加費、家族訪問看護療養附加費の新設 事業運営基準改正に伴う保健施設事業（保健事業に）保健施設費（保健事業費に）名称を變更
平成7年	5月1日	変更 本店の所在地変更
平成7年	8月21日	変更 ケービー不動産の社名変更に伴う名称変更（ケイビルマネジメント）
平成8年	2月26日	変更 キリンリースアンドファイナンスの社名変更に伴う名称変更（キリンリース） キリン・シーグラム本店の所在地変更
平成8年3月1日以降診療分変更		
平成8年	4月1日	変更 附加金の控除額を變更（現行3,000円→5,000円に改定）するのに伴い一部負担還元金、訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養附加金、家族療養附加金、合算高額療養附加金の一部を變更 筑紫運輸の社名変更に伴う名称變更（キリン物流九州） 特定健保組合設立に伴い組合員の範囲、特例退職被保険者たる組合員の資格要件と互選議員の選挙区および議員数を一部變更
平成8年	9月1日	変更 神戸工場建設事務所の事業所編入 従たる事務所の所在地變更（尼崎市→京都府京都市） 支部の名称變更（尼崎支部→京都支部） 尼崎工場の事業所廃止、尼崎工場の附属診療所の廃止
平成8年	11月30日	変更 キリンストアマーケティングシステムズの事業所廃止
平成9年	1月1日	変更 岡山麦酒運輸との合併に伴う広陵運輸の事業所廃止 岡山麦酒運輸の名称變更に伴う名称變更（キリン物流中国）

		および所在地変更
平成9年	1月27日変更	大阪支社の所在地変更
平成9年	2月1日変更	神戸工場建設事務終了に伴う名称変更（神戸工場） 神戸工場附属診療所との診療契約締結
平成9年	3月3日変更	北陸支社の所在地変更
平成9年	3月28日変更	千葉・埼玉・横浜支社の事業所廃止 東京支社の名称変更（首都圏営業本部）
平成9年	3月31日変更	キリンウェルネスの事業所廃止
平成9年	8月1日変更	第4条、第11条、の条文（事業所）の配列を記号の順番に変更
平成9年9月1日以降診療分変更		
		附加金の控除額を変更（現行5,000円→10,000円に改定）するの に伴い一部負担還元金、訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養 附加金、家族療養附加金、合算高額療養附加金の一部を変更
平成9年	9月8日変更	三桜貿易の社名変更に伴う名称変更（キリンインターナショナルトレーディング） および所在地変更
平成9年	10月1日変更	北海道キリンレモン・サービスの所在地変更
平成10年	2月16日変更	合算高額療養附加金の条文の文言一部変更
平成10年	4月1日変更	キリン物流の組織変更に伴う神奈川・東京・群馬・茨城・栃木の 5支社の事業所廃止
平成10年	9月1日変更	北海道キリンレモン・サービスの名称変更（北海道ビバレッジ）
平成10年	12月21日変更	組合事務所の所在地変更 広島・東京工場の事業所廃止 広島工場附属診療所の廃止
平成11年	1月1日変更	キリンアクトとの合併に伴うキリンフードサービスの事業所廃止 キリンアクトの社名変更に伴う名称変更（キリンダイニング）
平成11年	3月1日変更	首都圏営業本部の所在地変更・関東支社の事業所廃止 保険料率引上げ（76/1000→84/1000）および負担割合（事業主 52/1000→56/1000、被保険者24/1000→28/1000）の変更
平成11年	4月1日変更	予備費の費途の変更（事務所費・組合費・雑支出費の追加）
平成11年4月1日以降診療分変更		
		附加金の控除額を変更（現行10,000円→20,000円に改定）するの に伴い一部負担還元金、訪問看護療養附加金、家族訪問看護療養

			附加金、家族療養附加金、合算高額療養附加金の一部を変更 傷病手当附加金、延長傷病手当附加金、出産手当附加金の 支給条件の変更
			配偶者出産育児附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金の 改定（支給額の引上げ）
平成 11 年	5 月	1 日変更	福岡工場附属診療所の廃止
平成 11 年	5 月 17 日	変更	中国支社の所在地変更
平成 11 年	8 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（キリンホテル開発）
平成 11 年	9 月	1 日変更	京都工場附属診療所の廃止
平成 11 年	10 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（ビバックス） 福島ホップ管理センターの事業所廃止
平成 11 年	11 月 22 日	変更	京滋支社の所在地変更
平成 11 年	12 月 21 日	変更	京都工場の事業所廃止
平成 12 年	1 月	1 日変更	キリン物流と関係会社 6 社合併による既存事業所の名称変更 青葉運輸（キリン物流東北支社に）洛陽陸運（キリン物流京滋支社 に）興神運輸（キリン物流関西支社に）キリン物流中国支社（ キリン物流中四国支社に）キリン物流九州（キリン物流九州支社に） 名麟運輸（キリン物流中部支社に）キリン物流（キリン物流本社に） 名称変更
平成 12 年	4 月	1 日変更	キリン物流一元化に伴う東北・関西（2ヶ所）・中四国・九州 中部の 6 事業所の廃止 日本シェーキーズ・キリンマシナリーの事業所廃止
平成 12 年	4 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（ケービー物流 10 社）
平成 12 年	4 月	1 日変更	12.4.1 介護保険制度導入に伴い、保険料および調整保険料の負担 割合、準備金の保有方法の必要な条項を新設、変更
平成 12 年	4 月 27 日	変更	互選議員の選挙区の議員数変更
平成 12 年	8 月	1 日変更	キリン物流の所在地変更
平成 12 年	9 月	1 日変更	高崎工場附属診療所の廃止
平成 12 年	10 月	1 日変更	関係会社の事業所編入（横浜アリーナ）
平成 12 年	12 月 21 日	変更	高崎工場の事業所廃止
平成 13 年	1 月	1 日変更	ケービー物流群馬の事業所廃止
平成 13 年	2 月	1 日変更	キリンビール社の事業所の一本化

平成 13 年	4 月	1 日	変更	特例退職被保険者の標準報酬月額端数処理の変更
平成 13 年	4 月	1 日	変更	準備金の保有方法の一部変更
平成 13 年	6 月 2 1 日		変更	キリンエコーホテルエコーオーサカの事業所廃止
平成 13 年	9 月 2 5 日		変更	ケービー物流山陽の所在地変更
平成 14 年	4 月	1 日	変更	関係会社の事業所編入（キリンフィード他 2 社）
平成 14 年	4 月	1 日	変更	関係会社の事業所編入（キリンアスプロ他 1 社）
平成 14 年	7 月	1 日	変更	関係会社の事業所編入（武田キリン食品）
平成 14 年	9 月	1 日	変更	キリンシーグラムの社名変更による名称変更（キリンアイスクリン）
平成 15 年	1 月	1 日	変更	健保法改正に伴う組合規約の全面変更および規程変更 検査および監査規程の制定
平成 15 年	4 月	1 日	変更	保険料率引下げ（84/1000→66/1000）および負担割合（事業主 56/1000→44/1000、被保険者 28/1000→22/1000）の変更 特例退職被保険者の標準報酬月額算出方法の変更 附加金の控除額を変更（現行 20,000 円→25,000 円に改定）
平成 15 年	1 2 月	1 日	変更	キリンアスプロとキリンスプロ販売の合併および社名変更 による名称変更（キリンウェルフーズ）
平成 16 年	4 月	1 日	変更	文書保存年数の変更に伴う規程変更 個人情報保護管理規程の制定 選挙区一本化に伴う組合規約及び選挙執行規程の変更（全国一本化）
平成 16 年	1 0 月 2 1 日		変更	フラワーゲート社の所在地変更に伴う規約変更
平成 17 年	3 月 2 5 日		変更	キリンスポーツクラブの脱退に伴う規約変更
平成 17 年	4 月	1 日	変更	キリンフィード社の脱退に伴う規約変更 個人情報保護法の施行に伴う適切な対応を行なうために 個人情報保護管理規程の変更 診療報酬明細書の開示について、上記管理規程に盛り込んだ ため診療報酬明細書の開示規程の廃止
平成 17 年	5 月 3 0 日		変更	キリン社の事業所診療所との診療行為に対する一部負担金の特例免 除を解約することにもなう規約変更
平成 17 年	7 月	1 日	変更	キリンリース社の脱退に伴う規約変更
平成 17 年	9 月	1 日	変更	年間 6 泊制限の廃止に伴う契約保養所利用規程の一部変更
平成 18 年	3 月	1 日	変更	フラワーゲート社の脱退に伴う規約変更（政管健保への移管）

			キリンダイニング社の脱退に	〃	(営業譲渡)
平成 18 年	4 月	1 日	変更	日本ツーリスト開発社の脱退	〃 (全喪届)
平成 18 年	10 月	1 日	変更	G & F の社名変更に伴う変更	(キリンアグリバイオ)
平成 18 年	11 月	13 日	変更	キリン物流本社の移転に伴う変更	(中央区へ)
平成 19 年	1 月	1 日	変更	キリンウェルフェア社の社名変更に伴う変更	(キリンヤクルトネクストステージ)
平成 19 年	1 月	29 日	変更	キリンインターナショナルの住所移転に伴う変更	(中央区へ)
平成 19 年	3 月	28 日	変更	KBM 社の社名変更に伴う変更	(キリンリアルエステート)
平成 19 年	4 月	1 日	変更	付加給付金の変更	(延長傷手付加金、出産手当付加金)
				武田キリン社の社名変更に伴う変更	(キリンフードテック)
平成 19 年	5 月	1 日	変更	キリンプラザ社の脱退に	〃 (営業譲渡)
平成 19 年	7 月	1 日	変更	キリンビバレッジ社のベンダー会社等の編入に伴う事業所追加	(仙台・東京・中部・関西・九州各ビバレッジサービス社 キリンメンテナンス・サービス社)
				キリン社の純粋持株会社制導入に伴う分社化	(キリンホールディングス社・キリンファーマ社・ キリンビジネスエキスパート社の追加)
平成 19 年	7 月	23 日	変更	キリンアントコミュニケーションズ社の本社移転に伴う住所変更	(中央区へ)
平成 20 年	4 月	1 日	変更	法改正による予備費の費途の科目名変更	(納付金)
平成 19 年	12 月	1 日	変更	キリンシティ本社の移転に伴う住所変更	(台東区西浅草へ)
平成 20 年	10 月	1 日	変更	キリンファーマ社の脱退	(協和発酵キリン社へ合併による廃業)
平成 21 年	2 月	1 日	変更	キリンホテル開発社の脱退	(JR 西日本ホテル開発社へ)
平成 21 年	4 月	1 日	変更	キリンフードテック社の脱退	(協和発酵フーズとの合併)
				キリン協和フーズ社の編入	
				キリンヤクルトネクストステージ社の脱退	
				資格喪失後の付加金の不支給	(傷手、延長傷手、出手)
平成 21 年	6 月	1 日	変更	キリンリアルエステート本社の移転に伴う住所変更	(中央区へ)
平成 21 年	9 月	1 日	変更	キリンインターナショナルレーディング社の脱退	(事業撤退)
平成 21 年	9 月	1 日	変更	キリンビジネスエキスパート社の本社移転に伴う住所変更	(中央区)
平成 21 年	9 月	14 日	変更	キリンテクノ社本社の移転に伴う住所変更	(川崎市川崎区へ)

平成21年	6月	1日変更	麒麟リアルエステート本社の移転に伴う住所変更（中央区へ）
平成22年	1月	1日変更	鶴見倉庫の脱退（株式譲渡）
平成22年	4月	1日変更	米久ベンディング社の編入に伴う事業所追加
平成22年	4月	1日変更	麒麟アグリ社・ジャパンポテト社の脱退（株式譲渡）
平成22年	4月	1日変更	麒麟ビバレッジ本社の移転に伴う住所変更（渋谷区へ）
平成22年	9月	1日変更	横浜赤レンガの編入に伴う事業所追加
平成22年	10月	1日変更	ナガノトマト社の脱退（株式譲渡）
平成22年	10月	1日変更	信州ビバレッジ社の編入に伴う事業所追加
平成23年	1月	1日変更	ケーエルサービス東日本・西日本・九州の編入に伴う事業所追加
平成23年	1月	1日変更	ケービー物流宮城・神奈川・東京・茨城・名古屋・京滋・阪神・山陽・福岡の脱退（麒麟物流社との合併）
平成23年	1月	1日変更	麒麟ビジネスエキスパート社の社名変更に伴う変更（キリングroupオフィス）
平成24年	1月	1日変更	麒麟ビジネスエキスパート社の編入に伴う事業所追加
平成24年	3月	1日変更	保険料率の変更（66/1000→80/1000）及び 負担割合の変更（事業主 44/1000→47/1000、被保険者 22/1000→33/1000）
平成24年	4月	1日変更	麒麟ビールマーケティング社の編入に伴う事業所追加
平成24年	2月	1日変更	鎌倉海浜ホテル（廃業）、麒麟リアルエステート（組織再編による閉鎖）の脱退 ※届出はH25年3月
平成25年	1月	1日変更	キリングroupオフィスの社名変更（麒麟）および所在地の変更（中央区→中野区）
平成25年	5月27日	変更	主たる事務所の移転に伴う住所変更（新川⇒中野）
平成25年	6月	1日変更	事業所所在地の変更（麒麟ビール、麒麟ビールマーケティング、麒麟ホールディングス、麒麟ビジネスエキスパート、麒麟ビバレッジ、麒麟メンテナンスサービス、麒麟エコー、麒麟物流、麒麟アンドコミュニケーションズ 中野グループ本社へ移転）
平成25年	7月	1日変更	麒麟チルドビバレッジ社編入に伴う事業所追加
平成25年	8月	1日変更	麒麟ビール労働組合・関西麒麟ビバレッジの移転に伴う事業所所在地変更（組合：東京都港区→東京都新宿区 関西麒麟ビバレッジ：大阪市西区→大阪市北区）

平成25年11月	5日変更	キリン協和フーズの移転に伴う事業所所在地変更 (品川区→千代田区)
平成25年11月25日	変更	キリンシティーの事業所所在地変更(台東区→中野区)
平成26年1月	1日変更	キリン協和フーズの事業所名称変更(→MCフード スペシャリティーズ)
平成26年3月	1日変更	保険料率の変更(80/1000→90/1000)及び負担割合の変更 (事業主 47/1000→50/1000 被保険者 33/1000→40/1000)
平成26年4月	1日変更	メルシャン健康保険組合との合併
平成26年4月	1日変更	MCフードスペシャリティーズ、横浜赤レンガの脱退
平成26年4月	1日変更	キリン物流の事業所名称変更(→キリングループ ロジスティクス)
平成26年7月	1日変更	北海道キリンビバレッジサービス社編入に伴う事業所追加
平成27年4月	1日変更	介護勘定の予備費の費途に関する条文を追加
平成27年6月	1日変更	北海道キリンビバレッジサービスの事業所所在地変更 (札幌市白石区→札幌市中央区)
平成27年7月	1日変更	キリンビバレッジバリューベンダー社編入(新規適用) による事業所追加
平成27年11月	9日変更	中部キリンビバレッジサービスの事業所所在地変更 (名古屋市西区→愛知県清須市)
平成28年1月	1日変更	ビバックスと九州キリンビバレッジの合併による事業所 名称の変更(ビバックス⇒キリンビバックス)及び九州 キリンビバレッジサービスの事業所削除
平成28年4月	1日変更	傷病手当金、出産手当金の算定基礎額変更に伴う傷病手当 付加金、延長傷病手当付加金、出産手当付加金の各条文の 変更
平成28年10月	3日変更	ケーエルサービス西日本の事業所所在地変更 (京都府向日市→兵庫県尼崎市)
平成29年1月	1日変更	米久ベンディングの事業所名変更(→東海ビバレッジサー ビス)
平成29年1月	1日変更	キリンビールマーケティング社の事業所削除
平成29年3月	1日変更	保険料率の変更(90/1000→95/1000)及び負担割合の変更 (事業主 50/1000→51/1000 被保険者 40/1000→44/1000)
平成29年4月	1日変更	キリンチルドビバレッジ社の事業所削除
平成29年9月	1日変更	横浜アリーナの事業所削除
平成30年10月	1日変更	ケーエルサービス東日本の事業所所在地変更 (東京都中央区→東京都江東区)
平成31年1月	1日変更	キリンビバレッジバリューベンダー社の事業所削除

平成31年	4月	1日変更	函館ダイイチベンディング社編入に伴う事業所追加
令和元年	7月	1日変更	キリンオフィスサービス社編入に伴う事業所追加
令和元年	7月	1日変更	キリン社の事業所削除
令和元年	7月	1日変更	キリンビバックスの事業所所在地変更
令和2年	2月	1日変更	函館ダイイチベンディングの事業所削除
令和2年	4月	1日変更	組合会議員・理事定数、任期変更、理事会決定事項の変更、TV会議開催時の対応、公告方法など変更
令和2年	7月	1日変更	組合会、理事会の書面開催の実施要件を追記
令和2年	10月10日	10日変更	キリンビール労働組合名称変更（→キリン労働組合）
令和3年	1月	1日変更	ケーエルサービス西日本の事業所所在地変更
令和3年	3月29日	29日変更	キリンシティの事業所所在地変更
令和3年	4月12日	12日変更	理事、理事長、監事の立候補制を導入
令和4年	4月	1日変更	キリンバイオマテリアル社編入に伴う事業所追加
令和5年	4月	3日変更	キリンテクノシステムからオムロンキリンテクノシステムへ名称変更
令和5年	8月	1日変更	オムロンキリンテクノシステム社のキリンビール健康保険組合脱退に伴う事業所削除
令和6年	1月	29日変更	キリンビバックス社の事業所所在地変更
令和7年	1月	1日変更	協和発酵バイオ社、協和ファーマケミカル社編入に伴う事業所追加